

日本人の中国入国ビザの取得方法

ビザの種類と申請材料

(本文内容はご参考に供します)

中国のビザについての豆知識です。中国への旅行、留学、出張、駐在等が増え、中国に滞在する日本人が増えてまいりました。ビザの取得や滞在が以前に比べてずっと便利になってきたとはいえ、やはりある程度の知識と準備が必要です。特に就業ビザの取得は非常に手間がかかり、法整備が進みつつある中、申請方法の変更もよく発生しております。今回は、主にビザの種類と申請材料及び申請手順を紹介します。

Lビザ

旅行・観光ビザ及び探親(家族訪問)ビザを指し、旅行・観光の場合は旅行社を通じて申請します。探親(家族訪問)ビザとして個人で大使館・領事館に申請する場合は、インビテーション(招聘状、下記に記載有り)が必要となります。

申請材料

パスポート、証明写真1枚(3×4cm)、戸籍謄本、記入済みの申請書、家族訪問の場合は中国に滞在している家族の「外国人居留証」のコピー、中国に滞在している家族が所属している機関の発行した招聘状

Fビザ

訪問ビザを指し、考察、ビジネス、会議、講義、参観、スポーツ、友好交流、短期留学(180日未満)で180日以上訪問する場合、大使館・領事館、旅行社を通じて申請します。

申請材料

パスポート、証明写真1枚(3×4cm)、記入済みの申請書、下記の書類のいずれか1点 「被授權単位査証通知証」のオリジナル(6ヶ月マルチ、12ヶ月マルチ) 郷鎮以上の政府機関及び企業が発行したインビテーション(招聘状)(FAX文書でも可) 「JW202表」と入学許可書のオリジナルとコピー各一部(180日未満の短期留学の場合) 招聘状のオリジナル(会議、展

覧会等)

Xビザ

留学ビザを指し、留学期間が半年以上(半年を含む)の場合、大使館・領事館、旅行社を通じて申請します。

申請材料

パスポート、証明写真 1 枚 (3×4cm) 記入済みの申請書、留学先の入学許可通知書のオリジナルとコピー、「JW201 表」または「JW202 表」のオリジナルとコピー、健康診断証 (国公立病院にて受けたものに限る) のオリジナルとコピー

Dビザ

定住ビザを指し、中国人と結婚等で定住を希望する場合、大使館・領事館にて申請できます。

申請材料

パスポート、証明写真 1 枚 (3×4cm) 戸籍謄本、記入済みの申請書、定住地の公安局の発行した「定住確認表」のオリジナルとコピー各 1 部

Zビザ

就業、駐在ビザを指し、大使館・領事館、旅行社または中国国内にて申請します。中国国内で申請は、既に L、F、X ビザをもって中国に入国している場合、これを所定の手続きにより Z ビザに変更することが可能です。

申請材料

パスポート、証明写真 1 枚 (3×4cm) 記入済みの申請書、「被授權単位査証通知書」のオリジナルとコピー、健康診断証 (国公立病院で受けたもの、または上海市の場合、指定の病院に限る) のオリジナルとコピー、下記の書類のいずれか一点

「中華人民共和国外国人就業許可書」のオリジナルとコピー (外国の中国航空会社の営駐職員は不要) * 後半部分に実際の取得手続きを載せておりま

す。

「外国専門家証」のオリジナルとコピー

企業の「工商行政管理部門登録証明」のオリジナルとコピー（外国企業駐在代表の交替で、原登録証明の申請者の記載が無い場合、市レベルの対外経済貿易委員会が発行した代表交替同意書のオリジナルとコピー各1部が必要

海上石油作業に従事しているという招聘状のオリジナルとコピー各1部（海上石油作業員は上陸人員にはならない）

省、自治区、直轄市の人民政府外弁通知書と、文化部の批准文書のオリジナルとコピー各1部（臨時営業演出許可証人員の健康診断書は不要）

合作交流項目書のオリジナルとコピー

有効の居留証のオリジナルとコピー（「被授權単位査証通知書」、健康診断書は不要）

領事部または関係地方外弁通知書（在華大使館、国際組織及び民間駐華機構の人員の第三国の使用人の場合、「被授權単位査証通知表」、健康診断は不要）

上申書のオリジナルとコピー各1部

駐華機構（個人を含む）の口電または上申書及び総務文書のオリジナルとコピー各1部（私人雇用の場合、健康診断書は不要）

ビザ不要の場合

2003年9月1日より、普通パスポートを持ち、商用、観光、親族訪問、トランジットの目的で入国する日本国籍の者は、入境日より15日以内の場合ビザは不要となります。このとき、必ず外国人に開放している空港、港から入国し、イミグレーション（入出国管理カウンター）で有効なパスポートの提出が必要となります（往復航空券の提出は不要）。

その他の情報

「2年のマルチビザの手続に関する通知」（2004年3月30日公布）によって2004年4月1日から、2年のマルチビザの申請ができるようになりました。具体的には下記の通り。

1. 1年マルチビザの申請条件に合致する者は2年マルチビザを申請する事ができる。

2. 総領事館は申請条件を審査して、認可した者に2年マルチビザを与えることができる。
3. 2年マルチビザ申請の費用は1年マルチビザと同様とする。

申請料金

(日本円 / 人)

国籍	一時入境ビザ	二次入境ビザ	半年マルチビザ	1年マルチビザ
日本公民	3000 円	5000 円	6000 円	10000 円
その他公民	4000 円	6000 円	8000 円	12000 円

* これは日本において申請する場合の料金表となります。

中国で実際にZビザを申請する手順

注意が必要なのは、申請の材料の取得について実際には「申請願い 申請許可・取得」という手順を踏む必要があり、そのためには更に必要な材料が多くあります。 の材料取得の手続を以下に述べます。

「中華人民共和国外国人就業許可書」取得によるビザの申請手続

(1) 必要な材料

- ・外国人を採用する受入先企業(外商投資企業)の営業許可証、工商登録証、組織機構代碼証、外商投資企業が必要な認可証書
- ・申請書(上海市労働と社会保障局でもらってくるか、ダウンロードできます)
- ・採用者の経歴証、最終学歴証のオリジナル及びその中文訳(翻訳した企業の社印が必要))
- ・採用人員の業務に関する資格、技能証明、もし該当する証明が無い場合、招聘する企業での業務に関連する経歴証明または学歴証明
- ・パスポートのコピー

以上をもって、上海市労働局に「中華人民共和國就業許可証」を申請する。

- ##### (2) 取得した就業許可証をもって、外事機構(中国外交部の授権を得ている機構: 例えば上海市対外経済貿易委員会等となり、変更もあります)にて就業ビザ発行用の通知文書の申請を行う。

- (3)通知文書、就業許可証をもって上海市公安局出入境管理处に仮就業ビザ(30日期限)を取得する(この仮の期間は中国から出国することはできません。帰国する場合、申請を白紙に戻すことになります)。
- (4)取得した仮就業ビザの期間内(30日)にパスポート及び就業ビザ、就業許可証、雇用先と締結した労働契約、上海市出入境検験検疫局の発行した健康証明(指定病院によるもの)、証明写真(3枚)、をもって上海市労働局に「就業証」を申請する。
- (5)「就業証」をもって上海市公安局出入境管理处にて居留証と就業ビザを取得する。

以上となりますが、申請につきその許可・取得までは3日から1週間の審査機関の業務日が必要とされます(例えば「健康証明」については指定の病院に予約して行き、診断を受けてから証明書の発行まで1週間かかります)ので、1つ1つの申請をトータルすると、思ったよりも時間がかかるのが現実です。発行された証明書には当然期限もありますので早目の情報収集とその準備が何より必要と言えるでしょう。

以上